

とちぎんキャッシュカード等規定集

とちぎんキャッシュカード規定（個人用）

改正後	改正前
8.（自動機故障時等の取扱い） 停電・故障等により自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、次により取扱います。なお、提携先の窓口では、この取扱いはいたしません。 (1) 自動機による預金の預入れができない場合には、当行本支店の窓口でカードの提示により預金に預入れをすることができます。 (2) 自動機による預金の払戻しおよび振替、振込ができない場合には、当行が自動機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカード提示により預金の払戻しおよび振替、振込をすることができます。	8.（自動機故障時等の取扱い） 停電・故障等により自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、次により取扱います。なお、提携先の窓口では、この取扱いはいたしません。 (1) 自動機による預金の預入れができない場合には、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。 (2) 自動機による預金の払戻しおよび振替、振込ができない場合には、当行が自動機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しおよび振替、振込をすることができます。
10.（カード・暗証の管理等） (3) カードの盗難等にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。	10.（カード・暗証の管理等） (3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。
16.（解約、カードの利用停止等） (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類および該当キャッシュカードの提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。 ① 第17条に定める規定に違反した場合 ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから相当の期間が経過した場合 ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合	16.（解約、カードの利用停止等） (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類および該当キャッシュカードの提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。 ① 第17条に定める規定に違反した場合 ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合 ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合
19.（規定の変更） (1) 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場	（追加）

合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

とちぎんキャッシュカード規定（法人用）

改正後	改正前
8.（自動機故障時等の取扱い） 停電、故障等により自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、次により取扱います。なお、提携先の窓口では、この取扱いはいたしません。 (1) 自動機による預金の預入れができない場合には、当行本支店の窓口でカードの提示により預金に預入れをすることができます。 (2) 自動機による預金の払戻しおよび振替、振込ができない場合には、当行が自動機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカード提示により預金の払戻しおよび振替、振込をすることができます。	8.（自動機故障時等の取扱い） 停電、故障等により自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、次により取扱います。なお、提携先の窓口では、この取扱いはいたしません。 (1) 自動機による預金の預入れができない場合には、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。 (2) 自動機による預金の払戻しおよび振替、振込ができない場合には、当行が自動機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しおよび振替、振込をすることができます。
10.（カードの紛失、届出事項の変更等） (1) カードを失った場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。 (2) 前項の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって当行に届出てください。 (3) 法人名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から書面によって当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。	10.（カードの紛失、届出事項の変更等） (1) カードを失った場合には、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。 (2) 前項の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって当店に届出てください。 (3) 法人名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

13.（解約、カードの利用停止等） (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類および該当カードの提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。 ① 第 14 条に定める規定に違反した場合 ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから相当の期間が経過した場合 ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合	13.（解約、カードの利用停止等） (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類および該当カードの提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。 ① 第 14 条に定める規定に違反した場合 ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合 ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合
16.（規定の変更） (1)本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	（追加）

とちぎんカードローンカード規定

改正後	改正前
4.（カードによる当座貸越金の返済） （削除）	4.（カードによる当座貸越金の返済） (3) カードによる当座貸越金の返済は、ローンの種類により銀行休業日のお取扱いができないものがあります。
13.（規定の変更） (1)本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	（追加）

とちぎんデビットカード取引規定

改正後	改正前
6.（規定の変更） (1) 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	（追加）

Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス取引規定

改正後	改正前
6.（規定の変更） (1) 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	6.（規定の改定） この規定の各条項について、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、予め変更の内容及び取扱いの期日を店頭表示その他相当の方法で公表し、その期日の到来と共に変更規定が発効するものとする取扱をさせていただきます場合があります。